

脱原発社会の創造に向けて

JSA 東日本大震災問題特別研究委員会報告

(4)



日本科学者会議

脱原発社会の創造に向けて

JSA 東日本大震災問題特別研究委員会報告（４）

1	即時原発停止と地球温暖化抑止両立の可能性.....佐川清隆	02
1	即時全原発停止でも電力供給は可能	02
2	深刻な影響が予想される「地球温暖化」	03
3	原発ゼロと温暖化抑止両立の方向性	03
4	原発ゼロと温暖化抑止両立のシナリオ	05
5	発電コストと経済への影響	06
6	対策のための制度と系統対策技術	07
7	市民主体で自然エネルギー発電導入を	08
2	改めて科学者の社会的責任を提起する	
	——憲法遵守と技術者倫理の実践.....山本富士夫	10
	はじめにー背景と目的	10
1	大飯原発 3、4 号機再稼働の経緯と批判	11
2	フィリピンの非核連合に学ぶ	12
3	「原子力安全神話と原子力安全文化」の批判と「憲法・法律と 技術者倫理」の遵守	13
	おわりに	16
3	ソーシャルネットワークが伝えたフクシマ	
	——被災社会を生きる私たちの力の源泉.....今岡良子	18
	はじめに	18
	SNS が伝えた福島	19
	おわりに	22
4	原発震災現地での活動の課題.....伊東達也	25
1	増え続ける震災関連死	25
2	役場が戻っても戻らぬ住民	25
3	帰れない、帰らない宣言	26
4	県民の不信を消せない甲状腺検診	26
5	遅れる除染、中間貯蔵施設建設	27
6	賠償問題について	28
7	今後の大きな課題	33

即時原発停止と地球温暖化抑止両立の可能性

佐川 清隆

〔要旨〕 原発事故の被害の深刻さを鑑みれば、絶対に原発事故を繰り返してはならない。本報告書で先に述べられているように、津波だけでなく地震動も原発事故の原因である可能性を考慮すれば、事故リスクを最小にする方法は全原発の即時停止以外にない。本稿では全原発を即時停止した場合の日本の電力供給について、地球温暖化の解決との両立可能性を提案する。

1 即時全原発停止でも電力供給は可能

まず全原発を即時停止した場合の電力供給を考える。2012年の夏は国内での稼働原発が関西電力管内の大飯原発 2 基のみであったが、計画停電や電力使用制限令は一度も用いられず、電力は安定に供給された。節電目標は北海道電力管内が 7%以上、関西電力管内が 10%以上(生産活動に支障が生じる場合 5%以上)、四国電力管内が 5%以上、九州電力管内が 10%以上、他社管内には数値目標は無かった。

図 1 に 2012 年の各社管内での最大需要日の予備率の一覧を示す。予備率とは最大需要がピーク供給力に対してどれだけの余裕があったかを示すものである。電力会社の報告で、今夏は各社 6%以上の予備率があった。

また、関西電力は大飯原発の再稼働が無かった場合、予備率が 2.4%しかなかったとしているが、これは揚水発電を 11 時間平均的に運転したことを前提に、300 万 kW としたためである。

実際には発電を集中させれば最大需要時には設備容量 488 万 kW の出力は可能と考えられる。この場合予備率は 9.4%確保でき(図 1 の「関西揚水定格」)、余裕を持って最大需要に応えられたことになる。最大需要日でも予備率が 10%前後であった北陸・中国・四国電力管内からの追加供給も考えれば、揚水発電の定格運転は十分に可能であり、さらなる供給力の増加も可能である。原発をゼロにしても夏の電力の安定供給は十分可能であることが、実際の経験で証明された。

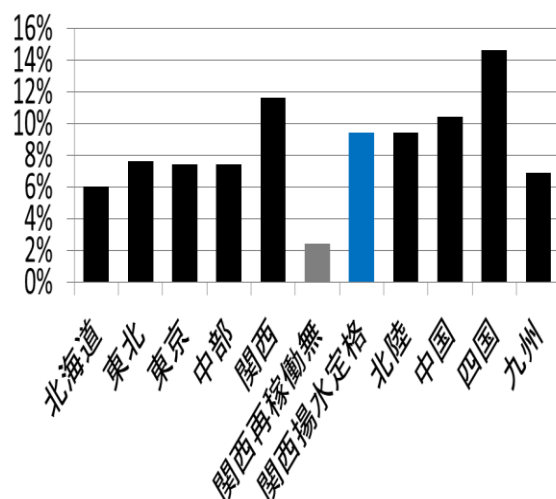


図 1 電力各社管内での最大需要日の予備率¹⁾

2012 年度冬の電力は、厳冬を想定し、かつ前年の節電実績の一部のみを考慮した需給検証委員会の試算でも、各電力会社管内で予備率 3%以上を確保できる見通しになっている²⁾。

2 深刻な影響が予想される「地球温暖化」

原発からの速やかな撤退を考えるうえでは、気候変化(Climate Change, いわゆる地球温暖化)の問題を前提にする必要がある³⁾。気候システムの温暖化は、すでに疑う余地がなく、気候変化の主要な要因は人為起源の温室効果ガスである可能性がきわめて高いとされている⁴⁾。すでに過去 100 年で世界平均 0.74℃の気温上昇が起きており、今後 2100 年までに 1.1℃から 6.4℃の追加的な上昇が予測される⁴⁾。

気候変化は人類の生活全体に深刻な影響をもたらしつつある。産業革命前から 3 度を超える温暖化は、追加的に数億人から数十億人の規模での水不足、世界中の生物種の数十%の大絶滅、世界中での食料生産性の低下、熱中症や感染症の急増等をもたらすことが予測されている⁴⁾。人間の生活の根幹が大規模に破壊されるものであり、到底許容できない。5~6℃の平均気温上昇の場合、世界の GDP に年平均 5~10%もの損失が生じ、世界経済に致命的な打撃を与えると予想されている⁵⁾。日本でも台風の大規模化等による深刻な影響が予想されるが⁶⁾、特に貧困国で影響が大きい。

国際社会は気温上昇を産業革命前から 2 度以内に抑えようとしている。しかし 2℃から 2.4℃への抑制にさえ、1990 年比で 2050 年までに温室効果ガス排出量を先進国では 95%~80%削減する必要がある。2020 年までに 90 年比 25%という日本の削減目標は、温暖化を 2 度以内に抑えるための最低限の責任である。

したがって、震災後の電力・エネルギー政策の中心的課題は、即時原発停止と温室効果ガス排出量の大幅削減をどのように両立させ、自然エネルギー中心の社会にシフトしていくかということになる。

3 原発ゼロと温暖化抑止両立の方向性

原発ゼロと温室効果ガス排出量削減両立の方策は、三つのレベルで考える必要がある。なお本来温室効果ガスの削減には熱供給や輸送部門の対策も大きな割合を占めるが、本稿は主に温室効果ガス排出量の約 3 割を占める電力部門に限って議論する。

(1) 経済活動の見直し

第 1 のレベルは、生産・消費活動そのものを減らすことである。本質的には大量生産、大量消費、大量廃棄の生産様式をどう改めるかが問われている。特に、鉄鋼やセメントに代表される素材系産業は日本の温室効果ガス排出量の 2 割以上を占めており、不要な大型公共事業等の素材多消費の経済活動の抑制が、大幅な温室効果ガス削減の可能性を持っている。また、店舗の 24 時間営業やテレビの大型化等、社会システムと

ライフスタイルの見直しでも大幅な省電力の余地がある。

(2) 機器・システムの効率化

第2のレベルは、同じ効用でも効率的な機器・システムを利用することであり、日本でも大きな効率化の余地がある。例えばエアコンの効率は1995年から10年余りの間に2倍近くに向上しており⁷⁾、高効率機器を選択して導入すれば大幅な消費電力削減が見込まれる。日本の照明をすべてLEDに変えると日本の総消費電力を9%削減できるという試算もある⁸⁾。また生産ラインでも、機器の効率化や排熱利用で大きな省電力効果が得られる。

省エネルギー対策技術の導入だけで、2020年に2008年比15%の消費電力削減が可能とする試算がある⁹⁾。対策の多くは短・中期的に燃料費・電気代の節約で投資を回収できる。

(3) 化石燃料の燃料転換

第3のレベルは単位電力量あたりの二酸化炭素排出量を削減することである。火力発電の中でも、図2に示すように排出量の多い石炭火力から天然ガスコンバインドサイクル発電(図2の「LNG火力(複合)」)に変えることで約半分になる¹⁰⁾。日本では石炭火力発電を優先的に運転しているが、天然ガス火力発電優先にすることはすぐにも可能である。さらに、数年の時間スケールでは石炭火力発電所を高効率の天然ガス火力発電所に変えることで、さらに二酸化炭素排出量を削減できる。

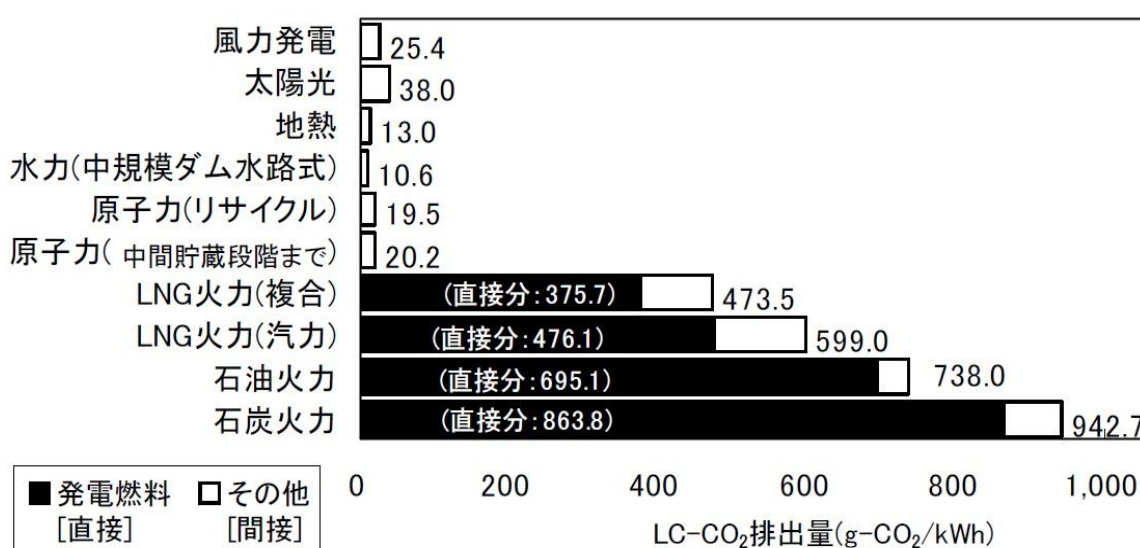


図2 電源別の電力量11kWhあたりのライフサイクル(LC)での二酸化炭素排出量¹⁰⁾

さらに、図2を見ると、風力発電・太陽光発電・地熱発電・中小水力発電は、天然ガス火力発電と比べても単位電力量あたりの二酸化炭素排出量が10分の1以下であ

ることが分かる。

自然エネルギー発電は大きな可能性を持っている。多くの自然エネルギーの源は、人類の全消費エネルギーの 1 万倍にもなる、地球に届く太陽エネルギーである。太陽光発電は今の発電効率でも 1 万 km² 程度(日本の面積の 2~3%)のシステムで、日本の総発電量を発電可能である。風力発電では、居住地からの距離などを考慮に入れた調査¹¹⁾で、陸域で 2 億 8000 万 kW、洋上で 16 億 kW の導入ポテンシャルと試算された。これは日本の総発電量のそれぞれ 50%、400%に相当する。地熱発電、中小水力発電は、同試算でそれぞれ 1400 万 kW のポテンシャルと試算された¹¹⁾。

太陽光発電と風力発電は現在世界では急増している。図 3 に世界の太陽光発電と風力発電の累積導入量の推移を示すが、風力発電は過去 5 年間で 3 倍、太陽光発電は 10 倍に急増している。イタリアは、2011 年に 900 万 kW の太陽光発電を導入しており¹²⁾、これは設備容量で 100 万 kW 級原発 9 基分、発電電力量で同 1.5 基分に相当する。

(4) 3 レベルの組み合わせが大きな可能性へ

3 レベルの対策を組み合わせること
とで、原発からの脱却と大幅な温室
効果ガス削減の両立は現実的になる。
2050 年までの 80%削減は一見、達成
困難な目標だが、例えば生産量等の
活動量を 2 割減らし、エネルギー効
率を 2 倍にし、単位エネルギー使用
量あたりの二酸化炭素排出量を半分
にすれば実現できる。

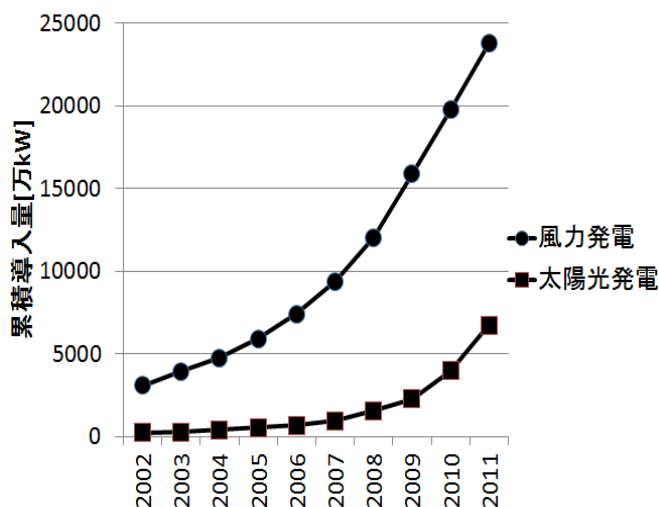


図 3 世界の太陽光・風力発電の導入量推移¹²⁻¹³⁾

4 原発ゼロと温暖化抑止両立のシナリオ

1 で見たように、原発は即時ゼロにすることが可能である。その場合、数年間は自然エネルギーとともに省電力と天然ガス火力発電シフトを急速に進める必要がある。より長期的には、自然エネルギーと省電力をさらに進め、天然ガス火力発電も減らす必要がある。

気候ネットワークの試算¹⁴⁾では、原発が再稼働しなくとも 2020 年に温室効果ガスの 90 年比 25%削減が可能となっている。図 4 にその場合の各発電の割合と総発電量の推移を示す。図 4 を見ると、試算上原発による発電がなくなる 2012 年には LNG(液化天

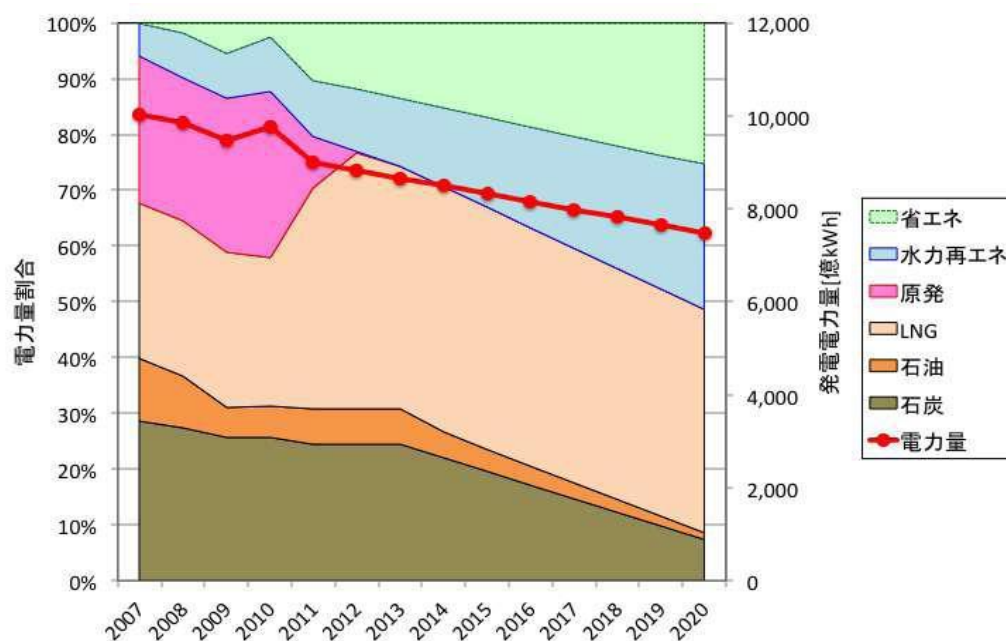


図4 原発を再稼働しない場合の2020年までの電力供給シナリオの例

然ガス)火力発電が全体の約半分に増加する。その後消費電力削減と自然エネルギー電力への転換を進め、2020年には太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマス発電を合わせて発電量全体の25%をまかなうとしている。この試算では、石炭・石油火力発電を大幅に減らし、脱原発下でも、2020年には電力部門の二酸化炭素排出量が2007年比で約半分之一になり、日本全体での90年比25%削減目標に貢献する。

試算の実現には、太陽光発電と風力発電を2020年までにそれぞれ5000万kW程度導入することが求められるが、後述の固定価格買取制度の下で、すでにメガソーラーだけで2000万kW以上の建設が計画され¹⁵⁾、2011年だけで500万kW以上の風力発電の応募があったことを考えれば、これらは非現実的な値ではない。自然エネルギー電力導入の費用は1kW時あたり1.7円と試算されており、家庭の電気代単価の1割に満たない。さらに将来的には技術革新と量産効果により自然エネルギー発電は安価になっていく可能性が高い。

5 発電コストと経済への影響

(1) 原発ゼロの費用と便益

原発は政府や電力業界から安価な電源だと喧伝されてきたが、震災前から有価証券報告書に基づいた分析により、開発・立地単価も含めた発電単価は火力発電よりも高価である可能性が指摘されてきた¹⁶⁾。原発事故による膨大な損失を加えれば、経済的にも原子力発電に採算性がないことは明らかである。

一方、自然エネルギー電力導入による電気代単価の上昇は前節でみたように1割程

度であり、化石燃料費の長期的上昇等と比較しても大きくはない。「電気代が上がると企業が海外に逃げる」と言われるが、製造業の製造品出荷額等に占める電気代の割合は平均で 1.3%¹⁷⁾にすぎず、電気代上昇を理由に海外に生産拠点を移すとは考えにくい。

大島堅一の試算¹⁸⁾では、原発をゼロにすることで、事故コストを含まなくても燃料費、運転費、修繕費等の原発を動かすための費用年平均 8400 億円、長期的に必要な再処理費用年平均 1 兆 3100 億円、高レベル放射性廃棄物や TRU 廃棄物の処理費用年平均 1400 億円、原子力政策を進めるための技術開発経費と立地対策費等合計で年平均約 2 兆 6400 億円の便益が生まれる。これは、脱原発下で 15 年間に 15%節電し 20%自然エネルギー発電にした場合の火力発電の燃料費の増分と自然エネルギー導入費用の合計年平均約 2 兆円を上回る。

2011 年度の発電費用の上昇は、日本の燃料費単価の高さによる部分が大きい¹⁹⁾。日本では天然ガス価格が全輸入原油の平均価格と連動しているため、近年の原油価格高騰にともない天然ガス価格が国際価格と比較して高い。国際価格に見合った価格の天然ガスを確保することで、発電費用の上昇は抑制可能である。

(2) 自然エネルギーによる経済活性化

火力発電の燃料代は海外に流出してしまうが、自然エネルギーの費用は国内で循環させることが可能である。自然エネルギーは、その「小規模・分散型」という特徴から本来中小企業に資金が流れやすく、雇用創出効果も高い。原発労働者は公には 4.5 万人と言われているが、自然エネルギーは 2020 年に累積で百数十万人規模の雇用が見込まれるとの試算もある²⁰⁾。自然エネルギーは都市部よりも地方により多くの資源が存在している場合が多いため、地方の活性化と雇用創出につながる。実際にドイツでは、2010 年に 36 万 7400 人が自然エネルギー関連で雇用され、村おこしにつながっている例も多くある²¹⁾。このようにして、自然エネルギーへの転換は、日本経済全体の活性化につながる。

6 対策のための制度と系統対策技術

第一に、節電・省エネを進め、石炭・石油から転換するための制度としては、温室効果ガス排出量の総量規制に基づく排出量取引制度や、炭素税があげられる。しかし日本では義務的な排出量取引制度は国レベルでは実施されておらず、2012 年 10 月施行の地球温暖化対策税は、ガソリン 1 リットルあたり 0.25 円(その後 0.76 円まで引き上げ)と低い。

第二に自然エネルギー発電推進には、導入者が採算をとれる制度が必要である。最大の保証は、自然エネルギー電力を電力会社に買い取らせる固定価格買取制度である。日本では 2012 年 7 月に「再生可能エネルギー特別措置法」が施行され、事業者の採算

性は向上した。

問題は、電力会社が自然エネルギー発電の買取枠を制限していることである。北海道電力・東北電力では風力発電の応募がそれぞれ 187 万 kW, 324 万 kW もあったにも関わらず、買取枠はそれぞれ 20 万 kW, 30 万 kW と 10 分の 1 程度に過ぎない。ここでは太陽光発電や風力発電は出力が不安定なので大量導入はできないとする議論が前提となっている。

確かに、風力発電と太陽光発電は出力が気象条件により変動する電源である。しかし分散して多数導入されると、短周期の変動は平滑化効果で抑制される。中長周期の変動は当面は火力・水力発電の調整能力で対応が可能である。特に蓄電池と類似の役割を果たす揚水発電の容量は国内で約 2700 万 kW にもなり、2011 年末の国内の太陽光と風力発電の累積導入容量合計の 4 倍近くに相当する。また、出力調整が比較的容易な天然ガス火力発電の比率増加は変動の抑制をより容易にする。変動抑制を広域で行うための送電線の強化や運用の改善は急務である。

アイルランドはブリテン島との連系が 50 万 kW しかないが、2011 年には電力量の 16% を風力発電で供給している（日本は 0.4%）²²⁾。

原発は発電量の調整ができないため、原発を停止させると火力発電等による調整能力が増え、太陽光発電や風力発電の大量導入が容易になる。全原発が停止すれば、大規模な蓄電池の導入がなくとも、太陽光発電と風力発電を今の数倍程度は導入できる可能性がある。

さらに導入が進み、電力量の数十% を自然エネルギーが占めると、電力の需給バランスの維持はいちだんと困難になる可能性がある。そうした段階に向けて、電池や水素、圧縮空気等の蓄電・蓄エネルギー技術や、「スマートグリッド」の研究開発は不可欠である。

7 市民主体で自然エネルギー発電導入を

自然エネルギー発電は、小規模のものが分散して住民の近くに多数導入される。したがって、導入推進には多くの市民の合意と主体的参加が不可欠になる。

住民合意の形成と主体的参加は、自然エネルギーの環境影響の低減にも寄与する。自然エネルギーの導入も、建設時の環境破壊や景観への影響等、さまざまな環境影響の可能性がある。特に大型風力発電に関しては、低周波騒音による健康被害やバードストライク等が報告されており、これらを無視した建設はなされるべきではない。

これらは環境影響評価を重視するとともに、計画の段階からの地元住民の参加・合意形成により低減可能だというのが、デンマークやドイツの経験である²³⁾。大企業による大規模の風力発電や太陽光発電事業が注目を集めているが、これらの事業においても地元住民が事業に参加でき、意見が計画段階から反映され、事業の利益も地元住

民に優先的に配分される必要がある。それが結果的には、地域経済の発展にも寄与するし、住民の反対で事業の進行が妨げられる事態も防ぐ。デンマークでは再生可能エネルギー促進法により、高さ 25m 以上の風力発電事業では地域住民の所有比率を 2 割以上にすることが義務づけられている²³⁾。

実際に急速な普及が進んでいくためには、導入に参加する市民が増えなければならない。専門家を交えながら、地域資源を活かし、実際に自然エネルギー発電の導入を進めていく市民集団づくりを進めていく必要がある。

注および引用文献

- 1) 第七回需給検証委員会配布資料 3-1-1「今夏の電力需給対策のフォローアップについて」(2012)、同資料 3-2-1「関西電力資料」(2012)より作成。
- 2) 第八回需給検証委員会配布資料 3-1「今冬の電力需給見通しについて」(2012)。
- 3) 気候変動に関して「温暖化は CO2 が主犯ではない」、「温暖化でいいこともある」といった地球温暖化否定論・懐疑論があるが、この反論は明日香壽川他、「地球温暖化懐疑論批判」(2009)等を参照のこと。
- 4) IPCC 第四次評価報告書 (2007)。
- 5) ニコラス・スターン編、環境省、駐日英国大使館訳「気候変動の経済学」(2006)。
- 6) 文部科学省他「日本の気候変動とその影響」(2009)。
- 7) 全国地球温暖化防止活動推進センター編「省エネルギー家電ファクトシート」(2007)。
- 8) 財団法人日本エネルギー経済研究所「LED 照明の省電力ポテンシャル」(2011)。
- 9) 歌川学「原発縮小下の省エネ・自然エネルギー普及シナリオ」(『日本の科学者』2012 年 1 月号)。
- 10) 電力中央研究所『電力中央研究所報告 日本の発電技術のライフサイクル CO2 排出量評価—2009 年に得られたデータを用いた再推計』(2010)。
- 11) 環境省委託事業「平成 22 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」(2011)。
- 12) European Photovoltaic Industry Association, “MARKET OUTLOOK 2011”(2012)。
- 13) Global Wind Energy Council, “GLOBAL WIND REPORT Annual market update 2011”(2012)。
- 14) 気候ネットワーク「“3 つの 25”は可能だ 追補版 Vol.3 追加試算(3) 2012 年に脱原発を実現する場合の検証」(2011)。
- 15) 石綿勇「原発ゼロ社会の電力・エネルギー需給問題」(第 3 回 JSA 関東甲信越地区シンポ報告集, 2013)。
- 16) 大島堅一『再生可能エネルギーの政治経済学』(東洋経済新報社, 2010)。
- 17) 経産省工業統計調査産業編(2012)。
- 18) 大島堅一『原発のコスト』(岩波書店, 2011)。
- 19) 気候ネットワーク「化石燃料増加と CO2 排出増に関する分析～ 省エネ効果で、燃料も CO2 も増加せず～」(2012)。
- 20) CASA「原子力発電に依拠せずに 25%削減は可能～「CASA2020 モデル(Ver.3)」の試算結果～」(2011)。
- 21) 和田武『飛躍するドイツの再生可能エネルギー』(世界思想社, 2008)。
- 22) 「風力連系研究のための欧州系統データ分析」(2012)。
- 23) 和田武他『拡大する世界の再生可能エネルギー 脱原発時代の到来』(世界思想社, 2011)。

改めて科学者の社会的責任を提起する —憲法遵守と技術者倫理の実践

山本富士夫

はじめに —背景と目的

はじめに筆者がここで改めて「科学者の社会的責任」を提起する背景を述べる。

日本科学者会議（以下、JSA）東日本大震災問題特別研究委員会（伊藤宏之委員長、他 14 人の委員）が 2011 年 5 月に設置された。当委員会の成果は、『日本の科学者』（以下、JJS）2012 年 3 月号の東日本大震災問題特別研究委員会中間報告の特集号に、数本の論文（中間報告）として発表された¹⁻⁸⁾。

さらに、JSA の第 19 回総合学術研究集会（2012 年 9 月、岡山大学）の予稿集に 8 本の論文（筆者の 1 本⁹⁾を含む）が発表された。

本誌の 2012 年 1～12 月号の毎号に「討論のひろば—原発を考える」が掲載され、12 名の論客が登壇した。筆者も登壇し原発の再稼働阻止を訴えた¹⁰⁾。

JSA の米田貢事務局長は、本誌 2013 年 1 月号の巻頭オピニオン¹¹⁾で「**1** JSA として原発廃止への決断」「**2** 核兵器廃絶と原発廃止運動の結合」「**3** 原発事故のすべての被害者と想いを一つにして」と小見出しを付けて、JSA の原発に対する研究と運動への取り組みについて、今後の議論の深化を訴えている。

本誌 2012 年 4 月号は、福島原発災害を踏まえた「科学者の社会的責任」と題した特集号で、4 本の論文が掲載されている¹²⁻¹⁶⁾。

本誌 2012 年 12 月号は、2012 年 8 月に福井県敦賀市で開催された「第 33 回原子力発電問題全国シンポジウム—福島原発災害の教訓をどうかすか」から数本の論文を抜粋し、「原発再稼働を問い直す」と題した特集号であるが、いずれの論文も脱原発後の原発に依存しない社会づくりを提案している¹⁷⁻²¹⁾。

科学者による原発批判が社会に及ぼしたインパクトを、以下に筆者なりに簡単に評価してみる。JSA は、半世紀にわたって原子力基本法の「三原則（民主・自主・公開）」の遵守を関係官庁や電力事業者等に要求してきたが、それだけでは原発の新增設を止めさせることも違法な運転を停止させることもできなかった。「3.11 福島原発災害」の惨禍を訴えたが、JSA は大飯原発 3、4 号機の再稼働を阻止するにはほとんど無力であったと思う。

一方、いわゆる原子力ムラ（産官学連携の利益共同体）の国内外の住人たちは、チェルノブイリ原発事故（1986 年）が発生した後、その科学的な原因追求もやらず、何ら教訓を得ようとしなかった。その後、第 3 章で検討するが、IAEA（国際原子力

機関)は日本に「原子力安全文化」の理念を持ち込んできた²²⁻²⁴⁾。日本の原子力ムラはそれに飛び付いた。今、原子力ムラは、「原子力安全文化」の理念を国民に浸透させ理解を得ようとしつつ、猛然と原発の再稼働を目論んでいる²⁵⁻³⁰⁾。私たちはそれに対して監視を強化すべきである。

本稿の目的は、①原発再稼働を阻止するために、「原子力安全文化」を批判し原子力ムラを打倒すること、②一般国民のいのちと暮らしを守るために憲法の前文、第13条、第25条を国・自治体・原子力ムラ(電力事業者を含む)に遵守させること、③原発事業者たちに技術者倫理を実践させること、などが科学者の社会的責任であると提起することにある。

1 大飯原発再稼働阻止の動き

(1) 大飯原発3,4号機再稼働の経緯と批判

①西川一誠 福井県知事は、2011年4月以来、国が「暫定的安全基準」を示さない限り、福井県内の原発の再稼働には同意できないと見栄を張った。

②2012年当初から関西電力は、夏場の電力不足を理由に、その前に実施された住民の合意調査(Public Acceptance)の結果では住民の大多数が再稼働に反対であることを知りながら、大飯原発3,4号機の再稼働を福井県と国に強く催促しだした。それを無視したのは民主的でない。

③原子力安全・保安院は、2012年2月に、未だ実施されていない31件の対策を残したまま「30項目の安全基準」を福井県に提示した。

④福井県原子力安全専門委員会は大飯原発の再稼働について6月10日(日)に、「安全を確認できた」として、その翌日に西川知事にその決定報告をした。知事や原発立地自治体の首長らは、それぞれの議会の意見を聞いたが、県民や住民から意見を聞くことはなかった。

⑤野田佳彦前首相は、西川知事の要求に応じて、7月6日に大飯原発3,4号機の再開を政府が「決断」したと、国民に発表した。彼は、国会事故調の報告書が出ていない段階で、4人の閣僚と相談して「決断」したのであった。

⑥大飯原発3号機は、7月1日に制御棒を抜き原子炉を起動し、2日に原子炉は臨界に達した。その後、水漏れや蒸気タービンのアンバランスなど、40件もの不具合が発見されたが、7月9日早朝に100%出力の運転に入った。

⑦大飯原発4号機は7月25日に再起動された。

一方、再稼働反対の住民は、3月11日に「さよなら原発福井県集会 in つるが」(1200人参加)を、また、6月27日に約1500人の参加を得て大集会を開いた。また今も継続的に毎週金曜日に県庁を取り囲むデモを行っている。

(2)なぜ大飯原発再稼働を阻止できなかったか？

—原子カムラ・ファシストの打倒を

残念ながら大飯原発再稼働を阻止できなかった事実に対して、JSA は「科学者の社会的責任を果たしていない」と、自己批判し反省している。なぜ JSA を含む原発批判の諸団体は、再稼働を阻止ができなかったのだろうか？なぜ、2012 年 12 月 16 日の衆議院議員選挙で、小選挙区制度の欠陥だとしても、自民党の圧勝を許してしまったのだろうか？

この疑問に対して筆者は、ファシスト集団と結託した原子カムラを打倒するために、全国民が憲法で保証されている「言論の自由」や「表現の自由」の権利に基づいて、科学的発言やアートの表現を駆使してファシストに勝利することが大切であると考えている。

2 フィリピンの非核連合に学ぶ

福井県 AALA (Asia Africa Latin-America)連帯委員会は、2012 年 11 月 7 日から 11 日までフィリピンへ平和と友好の旅を実施した。旅行先をフィリピンとした理由は、フィリピンでは 1987 年に新憲法で「核兵器の持ち込み禁止」を規定したこと、1986 年にバタアン原発を永久停止とし、1991 年に二つの米軍基地を撤退させたことを現地で学習したかったからである。以下にその成果を簡単に報告し、読者の参考に供したい。

(1) バタアン原発の永久停止

フィリピンの独裁者・マルコス元大統領は、1974 年にアメリカの Westing House (WH) 社と原発 2 基購入の契約をし、多額の賄賂を貪りながら、秘密裏にバタアン半島で原発建設を進めた。それから数年後にアメリカのマスコミがマルコスの汚職を暴き、WH の原子炉に 400 件余りの欠陥があり、それはきわめて危険であると報道した。たちまち現地の住民たちが怒りの火の手を上げた。あらゆる老弱男女と労働組合員が立ち上がった。火の手はあちこちに急速に飛び火した。

フィリピン大学のローランド・G・シンブラン教授(当時は大学生)を含む科学者たちは、日本の広島と長崎での原爆による甚大な被害、および、TMI 事故とチェルノブイリ事故による被害を調査研究し、全国各地で頻繁に学習会を開き、原発がきわめて危険であると丁寧に説明してまわった。その効果は、労働組合のゼネストを引き起こし、大きな大衆運動へと開花・結実していった。マルコス、戦車を出して国民に発砲するなど、弾圧を強行したが、修道院のシスターたちが戦車や銃口の前に立ちはだかり、デモ行進の続行を助けた。こうして、フィリピンの全国的なピープルパワーがついにマルコス政権(1965 年 12 月～1986 年 2 月)を倒し、次のコラソン・アキノ大統領の時(1986 年 4 月 30 日)にフィリピン国民はついにバタアン原発の永久停止を勝ち取った。

(2) 米軍基地の撤退

一方、フィリピン国民は、1992年9月に米軍のスービック海軍基地とクラーク空軍基地を撤退させることに成功した。私たちは二つの基地の跡を見学した。基地の残骸と新しい外資系企業の工場が混在していた。特に驚いたことは、基地の跡地は化学兵器製造による汚染物質によって住民が大きな健康被害を受けているという話であった。

私たちは接触したピープルパワーのリーダーたちに、彼らの活力の源は何かと尋ねてみた。その答えは、原発や基地に依存しない「希望の持てる社会」を自分たちで作りたいというのであった。深く感動した。

(3) シンブラン教授とファブロス弁護士

シンブラン教授（フィリピン非核連合全国議長）に会って聞いた話では、バタアン原発を停止させ二つの米軍基地を撤退させる前には、アメリカと比政府は基地のある地域で雇用がなくなると脅きたらしい。しかし、現実には雇用は従前に比べて数倍ほど増大しているという³¹⁾。私たちの福井県 AALA は、帰国後の11月26日にシンブラン教授を福井市へ招いて、市民公開講座を開いた。大飯原発再稼働阻止の闘士たち54名が聴講した。私たちは、科学者・シンブラン教授の講演に感動し、フィリピン非核連合との連帯を誓いあった。

なお、私たちは、今回のフィリピン旅行の企画段階で、全国原水協大会のために来日中であったコラソン・ファブロス弁護士（フィリピン非核連合事務局長）に会い、複数のピープルパワーグループとそのリーダーたちと交流できるように手配をお願いし実現できた。

3 「原子力安全神話と原子力安全文化」の 批判と「憲法・法律と技術者倫理」の遵守

筆者は、JSA e マガジンに「原発安全神話と原子力ムラを批判し崩壊させよう」という論文を発表した²³⁾。ここでは、原子力ムラを崩壊させるために「安全神話と原子力安全文化」について批判を加え、「憲法・法律と技術者倫理」の遵守・実践について検討を加える。

(1) 安全神話

「原発安全神話」の論拠は次のとおりである。

- ① 三つの安全機能「止める・冷やす・閉じ込める」
- ② 5重の壁：ペレット→燃料被覆管→原子炉圧力容器→原子炉格納容器→原子炉建屋
- ③ 多重防護：
 - i) 「異常の発生防止」→ Interlock
 - ii) 「異常の拡大及び事故への発展の防止」→ Fail Safe
 - iii) 「周辺環境への放射性物質の異常放出の防止」→ 非常時停止

(Emergency Trip) と非常用炉心冷却装置 (Emergency Core Cooling System: ECCS)

④ 確率論的安全評価：(隕石のたとえ話)

これらの論拠は、「3.11 福島原発事故」によってことごとく崩壊したはずである。実際に原子力ムラの科学者・技術者ですら、その多くが「安全神話は崩壊した」として表明している。しかし、大飯原発再稼働を「決断」した政府・財界は今でも、「安全神話」の崩壊を否定することなく、相変わらず非科学的に「大飯原発の安全性は確認できた」と言っている。

(2) 原子力安全文化

筆者が「原子力安全文化」というのを初めて知ったのは、高木仁三郎の著書²²⁾からであった。その16ページには、次のことが書かれている；チェルノブイリ原発事故の後、IAEAが当時のソ連には原子力の安全に関する文化意識が欠けているとして、IAEA事務局長の諮問機関としてINSAG (International Nuclear Safety Advisory Group)を設置した。

1991年に原子力安全文化の原則が国際的に提唱され、「安全文化とは、組織の安全の問題が、何ものにも勝る優先度をもち、その重要度を組織および個人がしっかりと認識し、それを起点として思考、行動を組織と個人が恒常的にしかも自然にとることのできる行動様式の体系である」と定義している。

高木は、原子力文化というものがないのではないかと疑問を投げかけ、定義中に書かれている「安全の問題が何よりも勝る優先度をもち」とは安全第一だと理解すべきだが、それは電力産業が企業として経済第一としていることと、相反するものであると指摘している。しかも、日本原子力文化振興事業団のやっている事業は、原子力は安全であると宣伝することが主である。原子力安全の宣伝は原子力文化とは言えないと批判している。

筆者が最近確かな筋から聞いたところによれば、昨年(2012年)大飯町では一流のオーケストラを大飯町民文化センターに招いて、町民に無料で鑑賞する機会を与えたという。これは確かに芸術文化活動であるが、原子力推進のための懐柔政策であって、決して原子力文化とは言えないだろう。

さて、筆者は前出の拙著論文²³⁾で、原子力ムラの形成を説明し、原子力ムラが原発推進政策の立案から行政執行に至るまですべてを仕切っていると述べ、これを崩壊させるための方策を考察した。その答えは、原発をなくす国民運動が第一だと結んだ。ところが昨年末の衆議院議員選挙ではそのような国民運動は勝利できなかった。その後、原子力ムラを構成する諸団体の最近の活動を調査してみたら、「3.11」以降彼らは、「原子力安全文化」を深く掘り下げて研究し、原子力安全のための注意実施事項をしつ

かりまとめ、その国民教育に必死となっていることが判明してきた。そのことは、文献^{24-30,32)}をみれば明らかである。それらの説明は省くが、要するに原子力産業の経営には安全が重要であることをこまごまと注意しているだけである。筆者の理解ではそれらの文献では安全「文化」についての議論はまったくなされていないと思う。

原子力ムラのリーダーたちは「安全神話」が崩壊したと見せかけて、1991年以降はそぼそと研究してきた「原子力安全文化」を今になって前面に持ち出してきた。彼らは、それを経済第一のために、原発再稼働の論拠としたがっているのである。筆者は、あらためて故人・高木仁三郎の先見の明に驚嘆した。

(3) 憲法・法律

「3.11 福島原発災害」を起こした東京電力はもちろん、原子力ムラ全員の社会的責任はどのように問われるのであろうか？ 明らかに彼らは、次のとおり憲法・法律を守っていない。

① 憲法前文（全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する）→ 被災者・弱者は、恐怖と欠乏に陥り、平和的生存権を犯されていないか？

② 憲法 13 条（個人の尊重）→ 被災者・弱者は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重されているか？

③ 憲法 25 条（健康で文化的な生活を営む権利）→ 衣食住の困難者・被災者・弱者は健康で文化的な生活を営むことができているか？

昨年 11 月末に、「福井から原発を止める裁判の会」が結成され、福井地裁に提訴した。原子力に関わる法律が基本的に原発推進の立場に立って制定されているとしても、あれだけの大規模災害を起こして誰も犯罪者として責任を問われないのは社会的に許されない。国民は、国と電力事業者に憲法・法律を遵守させるために、監視行動を強めるべきである。

(4) 技術者倫理

日本技術者教育認定機構（JABEE）は、大学工学系の受審校に「技術者倫理」の教育実施を義務づけている。それを受けて、多くの学会が技術者倫理規程を審議・設定した。

例えば、日本原子力学会の倫理規程³³⁾によれば、会員は、「①公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るよう努力する。②一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。③地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないとの認識に立って行動する」など、きわめて良識的・人道的

なことが書かれている。

しかしながら、「3.11 福島原発災害」や「大飯原発再稼働の政府決断」に照らしてこれらの規程を吟味してみると、①公衆の安全は経済利益より優先されなかった、②法令や社会の規範は遵守されなかった、③地域と地球を放射性物質で汚染し、人類の福祉を蔑ろにした、と言えるだろう。すなわち、立派な見識で規程された日本原子力学会の技術者倫理はまったく遵守されていないことが明らかになった。なお、今日では技術者倫理に関する教科書や解説書が数多く市販されている³⁴⁾。

日本原子力学会は、原子力ムラに属した学術分野の責任団体とみなせる。技術者倫理規程では、いわゆる「見ざる、言わざる、聞かざる」を厳しく戒め、自主・自律と自由な発言・討論を勧めているが、実践されていない。多くの原子力学会会員を雇用している電力事業者を含む原子力ムラのリーダーたちは、企業秘密を理由に情報の透明性を無視し、多くの事故・故障を隠蔽してきた。筆者は「技術者倫理を遵守せよ」と主張し、さらに「人道愛」の重要性を忘れるなど付言しておきたい。

おわりに

本稿の「はじめに」で、「改めて科学者の社会的責任を提起する」ようになった背景と目的を述べた。

第1章では、大飯原発再稼働阻止の動きを説明し、大飯原発3,4号機の再稼働を容認する非科学的な政府決断を批判するとともに、それを阻止できなかった科学者の反省を述べ、ファシスト集団と結託した原子力ムラを打倒すべき国民運動の重要性を述べた。

第2章では、フィリピン非核連合によるピープルパワーがバタアン原発を永久停止させ、二つの米軍基地を撤退させたことを紹介した。

第3章では、原子力安全文化とそれに対する批判を加え、原発再稼働阻止のための論拠として憲法遵守と技術者倫理の実践の重要性を述べ、本稿の目的に沿って改めて科学者の社会的責任を論じた。

参考文献

- 1) 伊藤宏之「【特集】1年後のいま、復旧・復興を考える一まえがき」『日本の科学者』47(3),3-7(2012).
- 2) 岡本良治「福島第一原発事故の原因、推移，“収束方針”の分析」『日本の科学者』47(3),8-12(2012).
- 3) 北村浩「原発災害についての損害賠償」『日本の科学者』47(3),13-18(2012).
- 4) 綱島不二雄「被災者、被災地が主人公の復旧・復興を目指して一宮城県の農業・水産業を中心に」『日本の科学者』47(3),19-24(2012).
- 5) 守友裕一「大震災の中での農業・農村と希望への道」『日本の科学者』47(3),25-30(2012).
- 6) 二平章「東日本大震災と水産業の復興課題」『日本の科学者』47(3),31-33(2012).
- 7) 佐川清隆「持続性エネルギーへの転換と国民生活のあり方」『日本の科学者』47(3),34-39(2012).
- 8) 工藤昌宏「東日本大震災の復旧・復興財源によせて」『日本の科学者』47(3),40-45(2012).
- 9) 山本富士夫「“3.11 福島原発災害”を踏まえて、すべての原発を廃炉に！」『日本の科学者』47(7),42-45

- (2012).
- 10) 山本富士夫「大飯原発再稼働の問題」『日本科学者会議第 19 回総合学術研究集会予稿集—持続可能な社会への変革をともに—』pp.94-95(2012).
 - 11) 米田貢「巻頭オピニオン—原発の廃止を求める国民運動と日本科学者会議の取り組み」『日本の科学者』48(1), 2-3 (2013).
 - 12) 中須賀徳行「特集／まえがき—科学者の社会的責任」『日本の科学者』47(4),3 (2012).
 - 13) 長田好弘「原発における科学者の社会的責任—原発廃止に向けて科学者の英知の結集を」『日本の科学者』47(4), 4-11 (2012).
 - 14) 沢田昭二「被曝実態に基づく放射線影響の研究—原爆病認定集団訴訟の経験から」『日本の科学者』47(4),12-18(2012).
 - 15) 豊島耕一「“御用学者”批判ができない大学社会」『日本の科学者』47(4),19-25(2012).
 - 16) 坂巻幸雄「環境・災害問題の現場における科学者の社会的責任」『日本の科学者』47(4),26-31 (2012).
 - 17) 中野貞彦「特集／原発再稼働を問い直す —まえがき」『日本の科学者』47(12),3(2012).
 - 18) 清水修二「福島原発災害と地域再建の課題」『日本の科学者』47(12),4-9(2012).
 - 19) 本島勲「原発停止下における電力需給—覆い原発再稼働の検証と電力システム改革」『日本の科学者』47(12),10-15(2012).
 - 20) 井戸謙一「福井原発再稼働差止め訴訟の論点」『日本の科学者』47(12),16-21(2012).
 - 21) 坪田嘉奈弥「原子力発電所と雇用問題」『日本の科学者』47(12),22-27(2012).
 - 22) 木仁三郎『原発事故はなぜくりかえすのか』(岩波新書 703 第 1 刷, 2000, 第 10 刷, 2011), pp16.-35.
 - 23) 山本富士夫「原発安全神話と原子カムラを批判し崩壊させよう」, JSA e マガジン No.8(2012).
 - 24) weblio 辞書「(原子力) 安全文化」文部科学省.
 - 25) 例えば, (独) 原子力安全基盤機構規格基準部「安全文化の理解と評価のための手引き」, JNES-SS レポート(2008).
 - 26) 電気事業連合会『原子力安全文化』
/www.fepec.or.jp/nuclear/safety/ikusei/anzenbunka/index.html
 - 27) 中国電力「『原子力強化プロジェクト』および『原子力安全文化有識者会議等の設置』について」(2010)
www.energia.co.jp/atom/press10/p100629-1/html
 - 28) 原研機構「安全文化の醸成に係る活動方針」(2012)www.jaea.go.jp/01anzenco-p/anzenbunka/htm
 - 29) 月刊誌『原子力文化』2012 年度,
www.jaero.or.jp/data/03syuppan/genshiryokubunka2012/genshiryokubunka212/html
 - 30) 原子力規制委員会「安全文化の醸成」 第 1 篇,www.nsr.go.jp/archive/nsc/hakusyo/hakusho17/pdf.
 - 31) ローランド・G・シンブラン『フィリピン民衆 米軍駐留 基地完全撤去と VFA』, 凱風社(2012).
 - 32) 日本経済新聞編集委・滝 順一「過酷事故起こさない体制つくる 原子力安全推進協の松浦代表に聞く」日経電子版 2012/12/19.
 - 33) 日本原子力学会倫理規定「前文・憲章・行動の手引」2009 年 11 月 26 日第 505 回理事会改訂承認.
 - 34) 例えば, 松本純也『基礎からの技術者倫理—わざを生かす眼と心』, 電気学会(2006).

ソーシャルネットワークが伝えたフクシマ

——被災社会を生きる私たちの力の源泉

今岡 良子

はじめに

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下 SNS と略す）は、知人同士の縁をもとに、インターネット上で人間的なつながりをサポートするためのツールである。広い意味ではコミュニケーション機能をもつブログや掲示板、Youtube や Ustream など動画共有サービスも含まれる。

パソコンか、携帯電話をもち、電波を受信できれば誰でも利用できるのも、その全体像はつかみようがない。Wikipedia¹⁾の SNS の一覧を見ても、日本国内には趣味、職業、地域、ビジネス、写真・動画、スポーツ、ゲーム、モバイルなど 18 類型に分けられた 313 の SNS が紹介されている。日本最大の mixi は 4000 万人以上、facebook は 6 億人以上が利用している。

SNS の「ソーシャル」は、本来「社会性」ではなく、「社交性」を意味した。fuxi²⁾は、東北大震災の被災者同士が関係性を回復し、非被災地との情報交換をするのに「社交性」を発揮している。一方、facebook は、チュニジアで 2010 年に起こったジャスミン革命、エジプトで 2011 年に起こった騒乱で、デモやストライキを呼びかけるのに「社会性」を発揮した。

筆者は、新聞を購読せず、テレビをもたず、SNS に依存して暮らしている。最近、反原発関連で逮捕者が増えているが、現場の人が拡散した「不当逮捕」という tweet で知り、関係者が記者会見するのを Ustream のライブ配信や Youtube の録画で見る。そのため、警察発表をそのまま活字にした新聞の第一報を読む時点で、質的に異なる情報をすでにもっている。SNS の情報はマスメディアの情報を鵜呑みにしないためにも無くてはならない存在になっている。

さて、日本では 3.11 が SNS ユーザーを爆発的に増やし、SNS がマスメディアの対象としないフクシマを記録し続けている。本稿では 2011 年 3 月から 2012 年 12 月末までの間、twitter や facebook が知らせ、Youtube や Ustream が記録した情報を時系列に沿って整理することを目的とする。筆者自身が配信時点で見たものに限るので、主観的な選択であることを最初におことわりする。

SNS が伝えたフクシマ

3月12日、厚生労働省は人体の被曝許容量の暫定基準値を年間 20 mSv と定めた。この日、1号機：14時30分、ベント。15時36分、建屋で水素爆発。3月13日、未来バンク事務局の長田中優が大阪市で「3月13日原子力発電の現状」という題の講演をし⁴⁾、3月11日23時50分時点の緊急災害対策本部の資料を示し、「2号機の有効燃料頭部到達予想、21時40分頃。炉心損傷開始 22時20分頃。原子炉圧力容器破損予想 23時50分」と政府と東電が11日夜に圧力容器の破損を予想していたことを明らかにした。3月14日、3号機：11時1分、水素爆発。2011年3月14日、MBS ラジオ「種まきジャーナル」³⁾に小出裕章が出演、第一原発の事故状況を解説した。その後、ほぼ毎日電話出演し、書き起こしや音声は web や Youtube に掲載され、テレビに出演する学者と異なる意見を聞くことになった。15日6時、4号機：爆発。6時14分、2号機：水素爆発。2011年3月31日、東電本社前で、反原発デモの学生3人が逮捕された⁵⁾。4月1日、南相馬市桜井市長が政府の屋内退避による兵糧攻め状態に堪え兼ねて SOS メッセージを発信し、4月7日、その英語訳が Youtube にアップされ⁶⁾、世界中から注目を集めた。桜井市長は TIME 紙の 2011 年の「世界で最も影響力のある 100 人」に選ばれた。

4月11日、震災後1ヵ月、NPO 原子力資料情報室が後藤政志（元東芝原子炉格納容器設計技師）の現状分析を配信し⁷⁾、360万人近い人が見た。4月11日、歌手斉藤和義が「ずっと好きだった」の替え歌「ずっと嘘だった」を歌う動画がアップされ⁸⁾、ネットユーザーは衝撃を受けた。

4月21日、福島老朽原発を考える会、グリーンアクション、美浜の会という長年反原発運動を担ってきた3団体が文部省の決めた子どもの安全基準年間 20 mSv の根拠を問いただし⁹⁾、福島市民が直接交渉するドアを開いた。冒頭、福島の農家佐藤幸子¹⁰⁾の批判は痛烈であった。「あなたたちのような高学歴な官僚がのうのう安全なところにいる。福島に住んで、福島県民のために働きなさい」。震災後、「被災者」が怒りを爆発させる姿を見たのは、これが初めてであった。

5月1日、内閣官房参与小佐古敏荘が、子どもの安全基準年間 20 mSv 問題で「涙の辞任会見」をし、すべてのニュース番組が取り上げた。5月2日、子どもを守るために立ち上がった福島の市民と反原発団体は、「20 mSv」の基準を撤回させるため厚生労働省¹¹⁾、文部科学省と原子力安全委員会¹²⁾と交渉したが、回答できない若い職員を交渉担当者としてあたらせる政府の無責任さが明らかになった。交渉の最後、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」（以下「子ども・福島」と略す）代表中手聖一は、安全委員会が子どもは 20mSv でいいということはないことを確認したう

えで、「にもかかわらず、山下俊一ら福島県の放射線アドバイザーが 100mSv で問題ない」と福島で言い続けている。安全委員会として指導しろ」「そう言った事実があればしっかり対応する」という回答を引出した。5 月 3 日、山下俊一は、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーとして二本松市での講演後の質疑応答の時間、市民の質問に答えられず、窮地に陥った¹³⁾。その後、福島県内での講演の録画を編集した「100 μ Sv/h を越さなければまったく健康に影響を及ぼしません」を含む「とんでも発言集」¹⁴⁾がネット上にアップされた。

5 月 7 日、「原発やめろデモ渋谷」で男女 2 人が逮捕された¹⁵⁾。5 月 9 日、政府の要請に従い、中部電力は浜岡原発を停止した。5 月 14 日、俳優 山本太郎が、オペレーションコードモチ賛同者メッセージを Youtube にアップし¹⁶⁾、twitter で拡散した。その月末に山本太郎は所属事務所を退社した。5 月 23 日、福島の父母 70 名と支援者 650 名は「20 mSv」の基準を撤回させる再交渉¹⁷⁾のために文部科学省前に結集したが、文科大臣は姿を表さず、科学技術・学術政策局次長が対応し、福島市民は青空の下で要請を読み上げた。同日、参議院・行政監視委員会「原発事故と行政監視システムの在り方」の参考人として小出裕章¹⁸⁾、後藤政志、石橋克彦¹⁹⁾、孫正義が呼ばれ、原発を許す政府を厳しく批判した。5 月 27 日、フリージャーナリストの岩上安身が、被災地市民が悩む内部被曝問題について矢ヶ崎克馬に単独インタビューし、インターネット上のチャンネル IWJ で配信した²⁰⁾。

6 月 11 日、福島で初めて反原発のデモが行われた。「原発いらね!! 郡山パレード〜6.11 脱原発100万人アクション」²¹⁾ 東京の「原発やめろ新宿デモ」で B 級アイドル藤波心、「ふるさと」熱唱²²⁾、女子高生アイドルグループ「制服向上委員会」が「ダッ! ダッ! 脱・原発の歌」を発表した²³⁾。脱原発アイドルがネット上で注目されるが、テレビでは放送されることは未だにない。6 月 18 日、フリージャーナリスト岩上安身は、被曝について沢田昭二にインタビューし、IWJ で配信した。6 月 24 日、郡山市で 14 人の子どもが原告となり、「ふくしま集団疎開裁判」が始まった。福島地裁郡山支部に「空間放射線量が年間 1 ミリシーベルト以下の安全な環境で教育を受けられるように避難すること」を申し立てた²⁴⁾。矢ヶ崎、沢田、松井らが意見書を提出した。7 月 19 日、福島市で避難の権利の確立を求める「政府交渉」が行われたが、「子ども・福島」の代表中手聖一の「福島県民も他の日本国民と等しく無用な被曝を避けて生活する権利があるでしょ?」という質問に対し、官僚は「権利があるかどうか、私にはわかりません」と答え、紛糾した²⁵⁾。7 月 15 日、福島県は除染マニュアルを発表した²⁶⁾。7 月 17 日、福島市で放射線市民測定所が開所式を行った²⁷⁾。8 月 6 日、「東電前・銀座原発やめろデモ」で 1 人が逮捕された²⁸⁾。9 月 14 日から 19 日にかけて「LIVE 福島 風とロックスーパー野馬追」コンサートが、福島の西から東に、奥会津、会津若松、猪苗代、郡山、相馬、いわきに会場を毎日移動させて行われた。9 月 15 日は斉藤和義が「ずっと嘘だった」を会

津市民の前で歌う様子が配信された²⁹⁾。9月18日から25日、佐藤幸子らはテント前で訪米報告³⁰⁾をした。「福島にはまだ子どもが住んでいるのか？と言われた」。

9月19日、大江健三郎、落合恵子、内橋克人、鎌田慧、澤地久枝、山本太郎らが参加した「さよなら原発 5 万人集会」³¹⁾で福島から参加したヒロアクションの武藤類子³²⁾が「私たちは今、静かに怒りを燃やす東北の鬼です」と感動的なスピーチ³³⁾を行った。9月27日、市民は経産省前にテントを設置し、ここを拠点にさまざまな脱原発・反原発運動を展開していった。10月9日警戒区域浪江町、「希望の牧場」の吉沢正己が、牛の殺処分に同意せず、証拠として保持し、研究対象として生かすという記者会見が配信された³⁴⁾。10月27日から10月30日までの3日間、「原発いらない福島の女たち100人の座り込み」³⁵⁾が行われ、のべ2300人がテント前に集まった。10月30日から11月5日までの7日間、「原発いらない全国の女たち」が座り込みをひきつぎ、1880人が集まった。この後、「原発いらない福島の女たち」の椎名千恵子を中心となり、「未来を孕む女たちのとつきとおかのテントひろば行動」として9月11日まで続けられる。

11月7日からIWJの第一期「百人百話」の配信が始まる。福島に残る苦悩、離れる苦悩、闘う苦悩、福島のさまざまな市民の独白が記録され、配信されていった³⁶⁾。11月23日、吉永小百合、大竹しのぶ、竹下景子ら400人を超える賛同人と参加者で「脱原発をめざす女たちの会」が発足した³⁷⁾。12月16日、野田首相「福島原発事故収束宣言」。岐阜で開かれた原水爆禁止世界大会科学者集会を受けて、12月20日、沢田昭二、矢ヶ崎克馬、松井英介らが「市民と科学者の内部被曝問題研究会」を発足させるという記者会見がIWJで配信された³⁸⁾。12月26日、福島疎開裁判、福島地裁却下。原告団は翌日、即時抗告。2月26日には判決の不当性を問う世界市民法廷開催された。

2012年1月1日、原発いらない経産省前テントひろばの紅白歌合戦³⁹⁾。3月11日、福島県民大会で佐藤幸子スピーチ⁴⁰⁾。歌手沢田研二、「3月8日の雲、カガヤケイノチ」を発表、「F.A.P.P.」は原発と政府を痛烈に批判した。3月16日、福島原発告訴団が結成集会を開いた⁴¹⁾。3月29日、300人で金曜日の官邸前デモが始まった。以後、毎週、人数が増えていき、国会議事堂までデモの列が伸びるようになる頃、ニュースステーションがようやく報道するようになった。4月17日、沢田研二がテント前ひろばで歌った⁴²⁾。4月17日からすべての原発が停止する5月5日まで経産省前テントひろばで鎌田慧、瀬戸内寂聴、澤地久枝⁴³⁾、佐久間忠夫⁴⁴⁾、洲上太郎、黒田節子、落合恵子、広瀬隆、中島哲演⁴⁵⁾、服部良一ら、30人以上の集団ハンガーストライキが行われた⁴⁶⁾。この後、日本のすべての原発が操業停止する。

5月10日、元原発労働者梅田隆亮、労災認定裁判の第一回口頭弁論⁴⁷⁾。福島原発収束作業員もtwitterで支援を呼びかけた。5月21日、がれき受け入れ反対北九州1万人デモに山本太郎が参加した⁴⁸⁾。6月30日、大飯原発3、4号機の再稼働に反対するために市

民が現地に集まった。機動隊の包囲の中、非暴力を貫く若者たちが、太鼓のリズムにあわせて「再稼働反対」を叫んで踊り、深夜に自ら解散し、ゴミを拾って後片付けする様子がIWJでライブ配信された⁴⁹⁾。

8月1日、大津で開かれた原水爆禁止世界大会・科学者集会⁵⁰⁾がIWJでライブ配信された。8月30日、大阪市の震災がれき広域処理説明会が中央公会堂で開かれ⁵¹⁾、下地真樹らの質問に一言も答えないまま、橋下徹市長が説明会を打ち切った⁵²⁾。9月11日、テントひろば一周年記念⁵³⁾。武藤類子は大地を蹴るという禁じられた踊り方で「かんしょ踊り」を復活させた⁵⁴⁾。911デモ参加者が多数逮捕された⁵⁵⁾。

10月大阪市役所前にテント設置。10月5日、反原発デモで市民が1人逮捕された⁵⁶⁾。11月10日、No Nukes Asia Action 設立&「原発体制と原発メーカーの責任を問う」日本、モンゴル、韓国、台湾、米国同時記者会見がライブ配信された⁵⁷⁾。11月11日、反原発100万人大占拠国会前抗議集会⁵⁸⁾。11月13日、大阪市此花区で震災がれき説明会が開かれ⁵⁹⁾、反対の市民4人が逮捕された⁶⁰⁾。12月9日、大阪市震災がれき処理反対を訴えていた下地真樹ら3人が逮捕、勾留され、家族と同僚が記者会見を行い⁶¹⁾、28日に下地ら2人が釈放され⁶²⁾、翌日、本人の記者会見⁶³⁾がライブ配信された。

12月15日から17日にかけてIAEA「原子力安全に関する福島閣僚会議」が郡山市で開催され、武藤類子ら福島的女性たちは、IAEA ジル・チューダー報道官に対し、「原発の安全ではなく、危険性について語り、原発をなくすために話し合ってください」と抗議の申し入れをした⁶⁴⁾。

おわりに

このように、人びとはSNSを巧みに使いながら運動を継続させ、マスメディアが取り上げることのなかった市民の運動、文化人の創造、学者の信念を記録してきた。筆者自身、被災社会を背負って、新しい社会を創造する力の源がここにあることにあらためて気づいた。ここまで読んでくださった読者が、ぜひ一度見てみたいと思ったら、本稿の役割を果たせたことになる。

注および引用文献

- 1) <http://ja.wikipedia.org/wiki/ソーシャル・ネットワーキング・サービス>
- 2) http://www.fuxima.com/?m=portal&a=page_user_top
- 3) http://hiroakikoide.wordpress.com/2012/10/01/tanemaki_2012oct27/
- 4) <http://www.youtube.com/watch?v=otYhPp0t2W4> 11:15 より
- 5) http://www.youtube.com/watch?v=2M6TgU-8UTA&feature=player_embedded
- 6) <http://www.youtube.com/watch?v=70ZHQ--cK40>
- 7) <http://www.ustream.tv/recorded/13926821>
- 8) <http://www.youtube.com/watch?v=b01yohRgfyC>
- 9) <http://www.youtube.com/watch?v=jnOD55uLA7c>

- 10) <http://www.ustream.tv/recorded/19006464>
- 11) <http://www.youtube.com/watch?v=1Qf76sYoAEU>
- 12) <http://www.youtube.com/watch?v=2TS9yrUtwRQ>
- 13) <http://www.youtube.com/watch?v=ZlypvPRl6AY>
- 14) <http://www.youtube.com/watch?v=PuwFrNEgDTg&hl=ja&gl=JP>
- 15) http://www.youtube.com/watch?v=sSaVsQj6IHk&feature=player_embedded
- 16) <http://www.youtube.com/watch?v=IVGKRPoyfY&sns=tw>
- 17) <http://www.youtube.com/watch?v=8CE9SxUAe7c>
- 18) <http://www.youtube.com/watch?v=CEUxUdlJP0k>
- 19) <http://www.youtube.com/watch?v=jGjuU8CHNCM>
- 20) <http://www.ustream.tv/recorded/14985357>
- 21) http://www.youtube.com/watch?feature=player_embedded&v=Q1Iw8THCL_k
- 22) http://www.youtube.com/watch?v=AsLD_7H6P4g
- 23) <http://www.youtube.com/watch?v=ByP8m3XOZdw>
- 24) <http://www.eizoudocument.com/0632sokaisaiban.html>
- 25) <http://www.youtube.com/watch?v=QTWvkJShk4A>
- 26) <http://www.pref.fukushima.jp/j/tebiki0715.pdf>
- 27) http://www.youtube.com/watch?v=ka_D5jWkq0Q
- 28) http://www.youtube.com/watch?v=tYFZtVBTY7A&feature=player_embedded
- 29) <http://www.youtube.com/watch?v=fj1qXkZcj7s>
- 30) <http://www.youtube.com/watch?v=9N-t75B8HDw>
- 31) <http://hairoaction.com/?p=774>
- 32) <http://www.ustream.tv/recorded/19252292>
- 33) <http://www.youtube.com/watch?v=k5Q5cRWpQaU>
- 34) <http://www.youtube.com/watch?v=mLJXG5Hx-7U>
- 35) http://www.youtube.com/watch?v=UIF_qAnSQd4
- 36) http://1st.geocities.jp/nomorefukushima_2011/100link.html
- 37) <http://www.youtube.com/watch?v=SL2fTE6FDyg>
- 38) <http://www.youtube.com/watch?v=3fBCDRmNppw>(記者会見は 2012 年 1 月 27 日)
- 39) <http://www.youtube.com/watch?v=jynEyRrLlvk>
- 40) http://www.youtube.com/watch?v=xu5vUkw_w3M
- 41) http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/2012_03_01_archive.html
- 42) http://www.youtube.com/watch?v=cmVfrI_wznY
- 43) <http://www.youtube.com/watch?v=a7fZIoDo3GY>
- 44) <http://www.youtube.com/watch?v=gLp3FTQvAuY>
- 45) <http://www.youtube.com/watch?v=FhPyK02UepY>
- 46) http://www.youtube.com/watch?v=K7uFDMY21_A
- 47) <http://ib-specialist.jp/2012/06/post-49-0601-ymh-3.html>
- 48) <http://www.ustream.tv/recorded/22777474>
- 49) <http://www.youtube.com/watch?v=EFkJUnJwztM&playnext=1&list=PL8E0F19C48EFAFC9C>
http://www.youtube.com/watch?v=uPJ_8zdSl_I
- 50) <http://www.ustream.tv/recorded/24386546>
- 51) <http://www.youtube.com/watch?v=36UEfVXPypc>

- 52) http://www.youtube.com/watch?feature=player_embedded&v=PCTKQPRBv2A
- 53) <http://www.youtube.com/watch?v=gThlFc4ZqYM>
- 54) <http://www.youtube.com/watch?v=MsYnkQNMfAk>
- 55) <http://www.youtube.com/watch?v=xnruDaMxPO0>
- 56) http://www.youtube.com/watch?v=2sMIBlHcwLA&feature=player_embedded
- 57) <http://www.youtube.com/watch?v=EtwtAtY6dYY&feature=youtu.be>
- 58) <http://www.ustream.tv/recorded/26905029>
- 59) <http://www.ustream.tv/recorded/26966590>
- 60) <http://youtu.be/fA-cUwptYBw>
- 61) <http://www.ustream.tv/recorded/27925878>
- 62) <http://www.youtube.com/watch?v=tYoztabGIgA>
- 63) http://www.youtube.com/watch?feature=player_embedded&v=g24c2ltLuok#!
- 64) <http://www.youtube.com/watch?v=Q3pUKVPMivE>

(最終閲覧日：2013 年 1 月 17 日)

原発震災現地での活動と課題

伊東 達也

1 増え続ける震災関連死

政府復興庁が、東日本大震災にともなう避難で体調悪化や過労による死亡と自殺などの「原発関連死」と認定された人数を初めて公表したのは、2012年4月27日であった。この時に公表したのは、2012年3月末までの死亡者数で10都道府県の1618人であった。うち福島県が764人で最多だった。その大多数は、原発事故による避難中および避難先での死亡であると報道された。

ところが7月16日、名古屋市で開催された、2030年の原発の割合などを決めるための政府による意見聴取会で、中部電力原子力部の課長が20～30%を支持する意見を述べた際、「福島第一原発事故で亡くなった人は1人もいない」と発言した。事故被害者の感情を逆なでするだけでなく、大の大人が常識も想像力も持ち合わせていないのかと、私も怒り心頭に発した。

その後、震災から1年半も過ぎた2012年9月末現在で、福島県では357人増の1121人と公表された。やはり大半が原発事故にともなう避難者であると報道されている。

最も直近の福島県の関連死者数は、12月6日現在63人増の1184人（「福島民友」12月7日）である。原発事故による避難は、今も福島県民の命を奪っている。

2 役場が戻っても戻らぬ住民

事故後、役場を他の自治体に移さざるを得なかった9町村のうち、役場を元に戻したのは現在まで、第一原発の西に位置する川内村と南に位置する広野町の2自治体である。

川内村は、事故後2840人の村民のほとんどが避難した。その後、20キロ圏内の3分の1が警戒区域に、20キロから30キロ圏内の3分の2が緊急時避難区域に指定された。その緊急時避難区域は2011年9月に解除された。

遠藤村長は、2012年1月31日に、避難を余儀なくされた11市町村で最初の帰村宣言を出し、4月1日には村役場を元に戻し、保育園・小中学校も再開した。しかし、避難解除時には182人いた住民が、9月時点で389人になったにすぎず、200人程度しか戻っていない。

広野町は、町全体が20キロから30キロ圏内で、全域が緊急時避難準備区域に指定されたが、川内村と同じく2011年9月に解除された。役場を元に戻したのは2012年

3月1日で、9町村では最も早かった。8月には小中学校も再開した。

しかし、解除時に300人いた住民は10月現在で544人になっているので、250人程度しか戻っていないことになる。日中だけ戻っている人は多いのだろうが、事故前の人口が5500人だったので、現在はその1割しか住んでいないことになる。一方では、第一原発と第二原発の事故収束の作業が進められ、県内外からの働く人も住んでおり、関連会社も営業をしている。

二つの自治体とも住民の大半が戻っていないのは、仕事先がないこと、インフラの回復や医療機関や商店などを始めとした生活基盤が整っていないことがある。同時に、大半の戻らない若い人びとには放射能問題の影響が大きい。加えて、生活空間全体の除染が進まないこともある。森林の除染まで考えると、まだまだ先は長いと考えざるを得ない。広野町の学校には、避難先のいわき市から通う児童生徒が多いと言われている。児童生徒を持つ若い世帯がほとんど戻っていない。

3 帰れない、帰らない宣言

「帰還困難区域」が含まれる大熊町、浪江町、富岡町は、「全町民が今後5年間（事故後6年間）は帰還しない」ことを宣言している。

人口（1万1000人）の96%が帰還困難区域に住んでいた大熊町では、第一次復興計画に、5年間は町に帰還しないことを盛り込んだが、「町を取り戻すのは10年後か、その先」とも書き込んでいる。町が今年の9月に行ったアンケートでは、「戻りたい」が11%、「戻らない」が45%、41%が「判断がつかない」となっており、人口の「復旧」は、まずありえない状況になっている。

人口（1万8000人）の34%が帰還困難区域の富岡町は、インフラ整備と除染に時間がかかることや、町民が分断されず一律での財物賠償を求めることも理由に挙げている。

人口（2万1000人）の24%が帰還困難区域の浪江町の馬場町長は「現実には社会・生活基盤を整備しなければ戻れない。帰らないのではなく、帰れないのが現実」と言っている（「福島民友」2012年10月11日）。

人口（7000人）の75%が帰還困難区域になっている双葉町は、帰還問題まで踏み込んだ計画がいまだに出ていない。いずれにしてもこれらの自治体は、災害公営住宅を含めた町外コミュニティー（仮の町）の建設が急務となっている。

4 県民の不信を消せない甲状腺検診

放射線は、大人より子どもに大きな影響を与えることが事故後、広く知られるようになり、県民には放射線から子どもだけでも最優先して守りたいという願いは強く、子どもの甲状腺がん検査を急ぐこと、どこでも検査が受けられるようにとの要求はき

わめて強い。

ところがその検査を担当している県民健康管理委員会の運営で、検査の結果や報告をどうするかを検討する会議に先立ち「秘密会」を開催していたことが発覚して、県民の不信と怒りが沸騰した。驚いた県は、調査委員会を発足させたが、第三者による調査でなく県職員による内部調査のため、結局、不信は解消されなかった。

こうしたことが、被曝線量を度外視してチェルノブイリと同様の甲状腺がん発生の危険を主張する意見に、少なからぬ県民が同調する傾向を生み出しているように思えてならない。また、甲状腺検査結果の報告も、しこりや嚢胞の有無と再検査の有無が書面で通知されるだけで、「希望者には医師の説明や所見を直接聞ける機会を設けてほしい」などの声が私にまでも届けられている。

私には、行政当局の「被災者に寄り添う」姿勢の欠如が、科学的な裏づけまでも受け入れられないような感情を増幅しているのではないかと思われるが、どうだろうか。

5 遅れる除染、中間貯蔵施設建設

除染は、国が直接実施する「除染特別区域」（福島県の 11 自治体）と国の財政支援を受けて自治体を実施する「除染状況重点調査地域」（8 県 102 自治体。うち福島県内は 41 自治体）に分かれている。

今年の 8 月 10 日から日中だけ帰宅が許されるようになった檜葉町には、この間 1 週間に 1 度は各地の視察団・調査団を案内して通っているが、行くたびに風景が変わっていることを実感する。

草茫々だった道路脇や学校の校庭の草が刈られ、それらの刈られた草や表土を剥いだ土壌が大きな黒いビニール袋に入れられ、そこかしこに野積みされている。つい最近まで雑草がはびこっていた 400 メートルの公認陸上競技場が除草されてきれいになったかと思うと、1 週間後には黒いビニール袋が大量に保管され、異様な光景となっている。

一方では、各戸の庭や田んぼは、依然として背丈より高く伸びたセイタカアワダチソウに覆われたままであり、常磐線の線路や駅構内も枯草に覆われたままで、レールが赤く錆びている光景は何ら変わっていない。

ともかくも、刻々風景を変えながら除染が進む檜葉町でも「仮置き場」の設置はいよいよ急務となっている。檜葉町のお寺の住職で原発問題の福島県連の代表を務める早川篤雄さんが耕作していた水田を、仮置き場に使用させていただきたいと町役場が来た時に、早川さんは、檜葉町のものだけと条件を付けて了解している。この 40 年間、原発事故を起こすなど先頭に立ってきた人が、仮置き場を引き受けざるを得ないのである。早川さんの悔しさはいかばかりか。

「除染状況重点調査地域」に指定された県内 41 自治体は、現にいま多くの住民が居

住しており、健康へのリスクを減らすためには、早急な除染が決定的に重要であるが、遅れに遅れている。

例えば、住宅除染を発注したのは 41 市町村のうち半分の 21 市町村(9 月末)だけで、計画戸数の 43%、実施率では 14.4%にとどまっている(「福島民報」2012 年 10 月 23 日)。そこには、除染に政府も東電もほとんど実際の力を発揮せず、地元自治体に押し付けていることがある。その上、除染の方法などにも難問が出ていることもある。同時に、仮置き場の確保が困難を極めていることがある。

しかも 3 年後にその仮置き場から運ばれる中間貯蔵施設の建設場所のめどさえ立っていないことも大いにかかわっている。中間貯蔵施設の建設には、県民や自治体間にさまざまな意見の対立があり、ようやく 11 月 28 日、県と双葉郡 8 町村とが会合を持ち、佐藤雄平知事は環境庁が求めている双葉郡内の候補地 12 ヲ所の現地調査を受け入れると表明した。

しかし、双葉郡町村会長でもある井戸川双葉町長が、「知事に調査の受け入れを決める権限があるのか。協議そのものに疑問がある」として欠席した。こうしたことなども問題になり、後日、町議 8 人全員から町長辞任を求められる理由の一つとなった。

これまでも県内各地の首長が、原発事故への対応、なかんずく放射能への対応を巡って住民と激しく対立することがしばしば起こってきたが、議員から辞任を要求されるまでに至ったのは今回が初めてである。

6 賠償問題について

賠償を巡ってはさまざまな団体、グループ、個人が東電と交渉したり ADR (Alternative Dispute Resolution の略：裁判外紛争解決手続き) にもちこんだり、裁判所に提訴した等のニュースが連日のように地元新聞に報道されているが、まとめていないので全体像は語れない。

県内での賠償は 7 区域に分断されている。

A<政府の指示により避難した地域>

①帰還困難区域

- ・精神的賠償…一人当たり月 10 万円×60 ヲ月=600 万円一括支払い。5 年以降は、不明。
- ・住宅は全額賠償…事務手続きなども難航して遅々として進んでいない。

②居住制限区域

- ・精神的賠償…一人当たり月 10 万円×24 ヲ月=240 万円一括払い。2 年以降は不明。
- ・住宅は価値の減少分の賠償…事務手続きなども難航して、遅々として進んでいない。

③避難指示解除準備区域

- ・精神的賠償…一人当たり月 10 万円。区域解除後は不明。

④2011 年 9 月末に解除の緊急時避難準備区域

- ・精神的賠償…一人当たり月 10 万円。帰宅した段階で打ち切っていたが、今後は不明。

B<政府の指示以外の地域>精神的賠償だけ

⑤避難指示区域周辺の浜通りと中通りの県北・県南地域の 23 市町村。

- ・妊婦と 18 歳未満の子どもで自主避難した場合は 60 万円、しなかった場合は 40 万円。
- ・上記以外の大人は一律 8 万円。
- ・以上の支払い後は、東電へ個別申請としていたが、東電は 12 月 5 日に 12 年 1 月から 8 月分として追加賠償基準を出し、18 歳以下の子どもと妊婦に 12 万円、それ以外は 4 万円追加し、これをもって一律賠償は打ち切ると発表。

⑥中通りの白河地域 9 市町村―東電の賠償と県の基金から。

- ・妊婦と 18 歳未満の子どもは 20 万円（県の基金から 10 万円支出）。
- ・上記以外の大人は一律 4 万円（県の基金からの支出）。
- ・追加賠償基準により 18 歳未満の子どもと妊婦に 8 万円、それ以外は 4 万円の追加をもって打ち切り。

⑦会津地域―東電の賠償はなく、県の基金から。

- ・妊婦と 18 歳未満の子どもは 20 万円。
- ・上記以外の大人は 4 万円。
- ・12 月 5 日決定の追加賠償では対象外となった。

私も役員の一員となり、「子どもたちが安心して生活できる福島に」と「謝れ、償え、なくせ原発・放射能汚染」をスローガンにいわき市を中心に結成された「原発事故の完全賠償をさせる会」が関わっている二つの提訴について紹介したい。

一つは、上記の A<政府の指示により避難した区域>に住んでいた人びとによる訴訟である。福島原発避難者訴訟原告団によるもので 12 月 3 日、東電に約 19 億 4 千万円の損害賠償を地裁いわき支部に提訴した。原告団は、事故当時、南相馬市・双葉町・楡葉町・広野町に住み、現在も県内外で避難生活を送る 18 世帯の 40 人。

原告代理人は、弁護士小野寺利孝、広田次男、米倉勉ほか福島原発被害弁護団 90 名の弁護士である。訴状は、責任論に多大のスペースを割いていて、次の点が強調されている。

東電は、福島原発において、巨大地震の発生と津波が到来する危険性および安全性よりも利潤追求を優先し、原発の地震・津波対策やシビア・アクシデント対策などを怠っていたことは明らかである。その結果、今回の福島原発事故が引き起こされ、かつて日本国民が経験したことの無い未曾有の被害を発生させた東電の加害責任は、厳

しく断罪されてしかるべきだ、としている。

損害論では、次のような趣旨が強調されている。

一人一人の被害者が地域コミュニティから無理やり引きはがされ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかない。すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的である。その上で、広範囲の地域において継続かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく、このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

二つは、B<政府の指示以外の地域>、つまり 30 キロ圏外の人びとによる損害賠償の請求である。具体的には、①避難した人の要した実費、②今後長期間にわたって放射能汚染された地域において、働き・学び・子育てなどしながら生活することを強いられており、生涯にわたっての健康不安、社会的差別などを背負って生きなければならない。

それらの人生における全面的負荷などを包括し、損害賠償として子ども・妊婦は 1 ヶ月 8 万円、大人 1 ヶ月 3 万円を廃炉完了まで求めるものである。2013 年 3 月を目途に、約 500 人による提訴が準備されている。

いわき市に住んでいる私自身も、この訴訟に原告団の一員として参加を予定している。もし、裁判官を前に訴える機会があれば、次のような意見を述べたいと思っている。

私が裁判まで決意したのは、第一に、放射性物質による低線量被曝地域に住む被災者への東電と政府の対応がひどすぎるからである。放射線が遺伝子物質を傷つけ、その大部分は修復できるものの、一部が傷を受けたまま体内に残ると、体に悪さをすること、大人より子どもに影響が大きいことは誰しも認めている。だから低線量地域に住んでいる住民にとって、放射性物質の除染と検診の推進はもっとも大切なことである。ところが、東電と政府は全力を挙げて取り組まず、ほとんどを地方自治体に押し付けてきた。

加えて、東電は、私たち被災者の人格を傷つけるような郵便物を送ってきた。精神的慰謝料を 8 万円と一方的に決めて、これでおしまいと言わんばかりの態度である。被災者の苦しみ、悩みなどに、心から謝罪をするものではない。「案」を提示して和解（合意）を求めるものではなく、とうてい承服できるものではない。

第二は、今回の事故は私たちの体験からしても「想定外の災害」ではなく「想定された事故」であると言えるもので、故意、過失による不法行為がもたらしたとの自覚

もなければ、その責任を果たそうともししていないからである。

私は、原発問題住民運動全国連絡センターの筆頭代表委員と「原発の安全性を求める福島県連絡会」の副代表をしている。全国連絡センターは、1995年に発生した阪神淡路大震災後、特に地震による苛酷事故発生の危険を訴え、「原発震災」についても機関紙などで訴えてきた。

一方、福島県連絡会は、2004年に東電福島原発が大きな津波に耐えられないことを知って東電と交渉を続け、2005年5月には東電勝俣恒久社長あてに、「チリ級津波の引き潮、高潮時に耐えられない東電福島原発の抜本的対策を求める申し入れ」をして話しあった。しかし、抜本対策を取ろうとしなかった。

2007年7月には、中越沖地震が発生して、同じ東電が運転している柏崎・刈羽原発が被災した。私たちはことの重大性を感じ、東電本社に出かけ、抜本対策を急ぐように、再び勝俣社長あての要請書を提出して話し合った。しかし、東電は聞く耳を持たなかった。

全国連絡センターは、3.11東日本大震災発生の4ヵ月前にも、日本が地震の活動期に入っており、苛酷事故発生の危険性がきわめて高いことを電気事業連合会や政府関係機関に申し入れ、話し合っている。しかし、それさえも聞く耳を持たなかった。苛酷事故への抜本的対策のないまま3.11を迎えたことは、こうした経過と体験からも言えるのである。

人災であったことは国会事故調も指摘した。しかし、政府も電力関係者も責任を取ろうとしない。不法行為を行っても責任を取ろうとしないことに対して、被災者の一人として、被害の完全賠償を求めることによって責任の一端を追及したい。

第三は、事故発生によって大変な精神的苦痛を被り、なお続いているからである。私は、浜通り医療生活協同組合（組合員1万5000人、129床の病院と六つの高齢者用福祉施設を運営、職員約180人）の理事長をしているが、3月11日には地震で傷を負った人が病院に集中するなど混乱をきたしているなかで、原発事故が発生したため、乳幼児を持つ看護師の出勤が困難となったうえ、ガソリンが入ってこなくなると出勤できなくなるなど、困難を極める状態に追い込まれた。

職員の中には津波で家を流されたり、地震で被災した人もたくさんいたが、患者さんを優先して考え励まし合って、医療活動も福祉活動も基本的に守ることができた。しかし、この難局を乗り越えるために私の精神状態も極限に追い込まれた。

また、私は自宅隣にある、精神障がい者が多く通所する施設を運営している「社会福祉法人希望の杜福祉会」の理事をしている。原発の安全性を求める福島県連絡会の代表である早川篤雄さんも理事で、檜葉町にある4ヵ所の施設の運営を担当していた。

地震発生の翌日、檜葉町民にいわき市への避難指示が出て、早川さんは、障がいを持つ身寄りのない12人と一緒に、いわき市の避難所に入った。その避難所（体育館）

には、すでに 1500 人もの避難してきた人がおり、3 日で体調を崩し、急きょ空き家を探し回ってなんとか移った。しかし、放射能が出ていると報道されているので、食事を作る人が通勤できなくなり、結局、私の自宅隣の希望の杜福祉会の本部がある「けやき共同作業所」と私の事務所に移ることになった。同時にいわき市の 3 ヶ所のグループホームでも食事を届けられなくなり、あわせて 25 人の障がい者が同一宅地内にこもることになった。

市役所や県にヨウ素剤を配るように求めて交渉したり、報道関係者の電話取材を受けるなど多忙を極めるなか、14 日以降、ひっきりなしに私の自宅電話が鳴りだした。「このまま自宅にとどまっていいいのか、避難したらいいのか」という趣旨の質問に対してうまく答えられず、次第に自分に自信が失われ出した。

とりわけ夜遅く、震えるような声での電話の問い合わせに、私までが一緒に心臓が高鳴り、自分を見失うようなパニックに陥ってしまった。体も頭も疲れきっているのに夜は眠れず、「なんのために 2 度もチェルノブイリに行ってきたのか」とか「25 人の障がい者が大量に被曝をしていたら、後で親族にどう謝ったらいいのか」「毎日生協病院に行けない理事長では失格だ」のようなことばかり考えるようになってしまった。

幸い、東京の全国連絡センターから放射線量測定器が届いたことや日大歯学部野口先生に質問した返答がメールで届くなどして、ようやく落ち着きを取り戻すことができたが、私の一生のうちで精神的に最も追い詰められたといっても過言ではない。

この間、個人的な相談や草の根学習会、講演会にひっきりなしに出向くことが発生し、この 10 年近く続けてきた、「工房けやき」の通所者と一緒に行ってきた週 2 回の豆腐の引き売りが 2 年近くもできなくなり、障がい者と一緒に歩むという私の信念が貫徹なくなってしまう。

また、やはりこの 10 年近く続けてきた、自宅前を流れる好間川でのアユ釣りもできなくなった。私にとって余の物に代えがたい精神的解放を味わうときであり、こうした楽しみすら未だ奪われたままである。この好間川堤防の年数回の草刈りも、私の年間にわたる楽しみでもあり、地域活動の一つであったが、この 2 年間でできなくなった。茫々たる堤防を見ては嘆いている。

自宅 2 階のトイレの換気扇に目地張りした布テープは、いまだはがす気にはならない。自宅北側の玄関付近は、毎日通所する障がい者が帰る時の車を待つ間のたまり場になっており、最近、植木職人に頼んで垣根を植え直し放射線量低下の工夫をした。私の暮らしは、2011 年 3 月 11 日の以前と以後では大きく変わってしまった。

福島の大がやみがあり、避難生活を余儀なくされた友人や親族（妻の実家は全町民避難となった浪江町、兄も全町民避難となった大熊町でいずれも薬局を営んでいた）が少しでも希望の見える暮らしができ、自分自身も普通の暮らしに戻るまで、まだまだ時間がかかると覚悟をしている。

いま、福島県民が心身の健全さを保つために、放射能汚染対策の推進、健康管理の推進、健康を守る啓蒙と教育、子育てをはじめとした被災者支援などの全面的な施策が求められている。こうした施策の実行を担保する総合的な立法がなされる力になるなら、われわれの賠償を求める訴訟も大いに意義あるものとなる。

7 今後の大きな課題

以上述べたように、原発震災の地・福島の現実には、大変な問題をかかえ、苦しみ続けている。しかし、政府の「事故収束」宣言後、原発推進勢力の巻き返しは顕著となった。総選挙の結果は、その勢いを強めることになるだろうが、国民が原発推進を認めたわけではない。

今後、真の復旧・復興をはかるために、政府と東電が、以下の課題を実行することが必須であり、私たちも、その実行を粘り強く求め、より多くの県民・国民と手を携えて前進していきたい。

①安全に事故収束を進めるために万全な対策を構築すること。

②事故収束と廃炉作業に携わる労働者の健康を守り、労働条件の抜本的な改善を図ること。

③いまだ廃炉にすると決定していない第一原発 5、6 号機と第二原発 1～4 号機を含めた福島原発全 10 基を廃炉にすること。

④県内に設置予定の除染で生じた土壌などを保管する中間貯蔵施設から 30 年後運び出す(政府の方針)という最終処分施設の設置場所と、今後、廃炉によって発生する放射性廃棄物の保管場所について、国民的・県民的討論を提起すること。

⑤国や東電が自らの法的責任を認め、すべての被害者に謝罪し、子どもを最優先にした県民のこれ以上の健康被害を防止し、県民の健康を生涯にわたって維持・増進するために、長期にわたる各種施策の実行を担保する「福島原発事故被害補償法」の創設を政治決断すること。

今回の苛酷事故がもたらしたものは「日本歴史上、最大にして最悪の公害」である。2 年経っても 16 万人に苛酷な避難生活を強い続け、故郷にいつ帰れるのか確かな見通しもつかないばかりではない。低線量被曝が、緩慢な苦しみと不安を、あまりにも多くの人びとに長期間にわたり、もたらし続けている。

著者のプロフィール

佐川清隆（さがわ きよたか）

1985 年生まれ。環境ジャーナリスト

専門：自然エネルギー

山本富士夫（やまもと ふじお）

1940 年生まれ。福井大学名誉教授，日本科学者会議福井支部代表幹事

専門：流体力学

著書：乱気流中の微小気泡による抵抗低減（英文，共同執筆）

in : Exp. Fluids(2011)vol50,pp715-727.ほか.

今岡良子（いまおか りょうこ）

1962 年生まれ。大阪大学言語文化研究所

専門：遊牧地域論

著書：『北・東北アジア地域交流史』（共著，有斐閣，2012 年）ほか

伊東達也（いとう たつや）

1941 年生まれ，原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員，原発問題福島県民連絡会議副代表

著書：『これでいいのか福島原発事故報道』（共著，あけび書房，2011 年）

2013 年 8 月 3 日

日本科学者会議 JSA *e* マガジン編集委員会

The Japan Scientists' Association (JSA)